

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

一 参議院議員の定数の削減

1 参議院議員の定数を二百五十二人から二百四十二人とし、次に掲げるように削減すること。

(第四条第二項関係)

参議院(比例代表選出)議員 九十六人(現行百人)

参議院(選挙区選出)議員 百四十六人(現行百五十二人)

2 参議院(選挙区選出)議員の定数の削減については、次に掲げるように削減すること。

(別表第三関係)

選挙区	議員数
岡山県	二人(現行四人)
熊本県	二人(現行四人)
鹿児島県	二人(現行四人)

二 施行日等

(附則関係)

1 施行日

この法律は、公布の日から施行すること。

2 その他

改正後の公職選挙法の規定は、次の通常選挙から適用する等その他所要の規定の整備を行うこと。